

第 78 回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 78 回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種類)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、企業等が第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 資金協賛

植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

(3) その他協賛

前各号に該当しない役務の提供等で、実行委員会が特に認めるもの

2 前項第 2 号に規定する協賛物品は、別表 1 に掲げる「物品協賛の例示」を参考とし、実行委員会と協賛を申し込む企業等が協議して決定する。

(募集期間)

第 3 条 協賛の募集期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

(協賛の申込等)

第 4 条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、第 78 回全国植樹祭協賛申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 実行委員会会長は、前項の申込書の提出があった場合、第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して第 78 回全国植樹祭協賛申込受理書（様式第 2 号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の納入等)

第 5 条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。なお、納入に係る振込手数料は申込者の負担とする。

2 実行委員会会長は、協賛金を納入した企業等が希望するときは、受領書（様式第 3 号）を発行することができる。

(協賛物品の受納等)

第6条 物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品することによって行うものとする。なお、納品に係る費用は申込者の負担とする。

- 2 協賛物品の規格、色及びデザインは実行委員会会長が指定するものとする。
- 3 実行委員会会長は、協賛物品の納品を確認したときは、協賛物品を納品した企業等（以下「納品者」という。）の希望に基づき、納品者に対して受納書（様式第4号）を発行することができる。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。

(その他協賛の実施等)

第7条 その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。

- 2 申込者がその他協賛を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛の特典等)

第8条 第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2に掲げる「特典一覧」のとおりとする。ただし、第6条第1項及び前条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容を基に換算した金額に応じたものとする。

- 2 企業等が複数年（複数回）に渡り協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
- 3 別表2に定める協賛者の特典は、新たな特典を追加する場合がある。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
 - (2) 別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めた者
 - (3) 法令又は公序良俗に反する者
 - (4) 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
 - (5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すもの

とし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金又は協賛物品を返戻する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 10 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

協 賛 物 品 の 例 示

区分	物品内容
1	広報活動用車両(実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。)
2	携帯電話等の通信機器 (貸与含む)
3	スタッフ用ベスト
4	スタッフ用帽子
5	招待者に配布する物品 (1) 配布物入れバッグ (2) 手荷物検査用ビニール袋 (3) 帽子 (4) 雨合羽(レインジャケット・レインズボン) ※携帯用のもの (5) アルコールウェットティッシュ (6) 折りたたみクッション (7) 飲料水 (8) ノベルティグッズ
6	記念式典で使用する木製品 (1) プランターカバー (2) 木製ベンチ
7	式典・植樹で使用する物品(リハーサルを含む) (1) 軍手 (2) 肥料 (3) 飲料水 (4) 苗木
8	その他 1 ～ 7 以外に全国植樹祭の実施に要する物品

【留意事項】

- ① 協賛物品の規格、色、デザインは実行委員会が指定する。
- ② 物品協賛者は、協賛物品に「協賛者名、全国植樹祭支援呼称」を表示することができる。
なお、文字サイズ、表示方法等は、実行委員会が指定する。
- ③ 物品協賛者の全国植樹祭支援呼称は、次のとおりとする。
「〇〇〇(協賛者名)は第 78 回全国植樹祭を応援しています。」

別表 2 (第 8 条関係)

特 典 一 覧

区 分			300 万円以上	200 万円以上 300 万円未満	100 万円以上 200 万円未満	30 万円以上 100 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	1 万円以上 10 万円未満
1	全国植樹祭式典への特別招待者枠の確保		○ (3 枠)	○ (2 枠)	○ (1 枠)			
2	実行委員会からの感謝状の贈呈		○	○	○			
3	式典大型スクリーンへの掲示	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
	大会会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
	大会会場内のモニターで企業 P R 動画の放映		○	○	○	○		
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
	全国植樹祭ホームページ・SNS への掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
		協賛者 HP へのリンク	○	○	○	○		
	1 年前プレイベント等での周知 (プログラムへの掲載など)	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
		協賛者名	○	○	○	○	○	○
4	全国植樹祭広報グッズへのロゴ掲載	協賛者ロゴ	○	○	○	○		
5	全国植樹祭支援呼称・大会ロゴマーク等の使用		○	○	○	○	○	○

※ ○印部分が協賛者の特典

【留意事項】

- ① 特典一覧区分 1 の特典枠
感染症対策の必要性などの予期せぬ要因により、特別招待者枠が少なくなる場合がある。
- ② 特典一覧区分 3、4 の周知や掲載、掲示
・金額の多い順とし、同額の場合には申込み順とする。
・金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順とする。
- ③ 特典一覧区分 3 の企業 P R 動画
大会会場内のモニターで放映する P R 動画データは、協賛者が提供するものとし、協賛者の紹介や大会への協力内容等、全国植樹祭の開催趣旨に沿った内容のものとする。また、動画時間は 15 秒以内とする。
- ④ 特典一覧区分 3 の実行委員会発行の定期刊行物への掲載
協賛者多数の場合、協賛金額が 30 万円未満は「そのほかにも、○○者の方から協賛をいただいています。」のように紹介する場合がある。
- ⑤ 特典一覧区分 3 の 1 年前プレイベント等での周知 (プログラムへの掲載など) の特典期限
原則、令和 9 年 2 月までに、協賛の実施 (協賛金の納入、物品協賛またはその他協賛の場合にあっては申込の受理。以下同じ。) があった協賛者に限る。
- ⑥ 特典一覧区分 4 の特典期限
原則、令和 9 年 7 月までに、協賛の実施があった協賛者に限る。
- ⑦ 特典一覧区分 5 の使用
・全国植樹祭支援呼称は、「○○○ (協賛者名) は第 78 回全国植樹祭を応援しています。」とし、使用時期は、協賛の実施後とする。
・大会ロゴマーク等の使用にあたっては、協賛の実施後、使用に先立ち、「第 78 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程」に定める「第 78 回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマーク使用届出書」の届出を行うこと。
- ⑧ 特典の拡大
金額に応じて、新たな特典を追加する場合がある。

別表第3（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第78回全国植樹祭協賛申込書

第78回全国植樹祭高知県実行委員会
会 長 濱田 省司 様

住所又は所在地
名称
代表者（役職・氏名）

第78回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申込みます。

記

1 協賛の種類 資金協賛 ・ 物品協賛 ・ その他協賛

（該当する協賛種類を「○」で囲んでください。）

2 協賛の内容【受領書・受納書の発行： 希望する ・ 希望しない 】※いずれかに「○」

(1) 資金協賛

金 額	金 円（税込）
納入予定時期	令和 年 月 日

(2) 物品協賛

協賛物品名	
数量（積算内訳）	
納品予定時期	令和 年 月 日
金額換算相当額	金 円（税込） 8%対象 金 円 消費税額 金 円 10%対象 金 円 消費税額 金 円

(3) その他協賛（広告掲示、輸送運搬など協賛内容をご記入ください。）

協 賛 内 容	
金額換算相当額	金 円（税込） 8%対象 金 円 消費税額 金 円 10%対象 金 円 消費税額 金 円

3 協賛特典の希望

別添のとおり

4 連絡先

所属・役職： 担当者：
電 話： E-mail：

(別添) 協賛特典の希望

1 協賛特典全般

下記の特典一覧表が協賛者の特典となります。

特典として希望しない項目がある場合、「×」印を記入してください。

(希望する場合は、未記入で差支えありません。)

区 分		300 万円以上	200 万円以上 300 万円未満	100 万円以上 200 万円未満	30 万円以上 100 万円未満	10 万円以上 30 万円未満	1 万円以上 10 万円未満
1	全国植樹祭式典への特別招待者枠の確保						
2	実行委員会からの感謝状の贈呈						
3	式典大型スクリーンへの掲示	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	大会プログラムへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	大会会場協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	大会会場内のモニターで企業PR動画の放映						
	実行委員会発行の定期刊行物への掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	全国植樹祭記念誌への掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
	全国植樹祭ホームページ・SNSへの掲載	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
		協賛者 HP へのリンク					
	1 年前プレイベント等での周知 (プログラムへの掲載など)	協賛者ロゴ					
		協賛者名					
4	全国植樹祭広報グッズへのロゴ掲載	協賛者ロゴ					
5	全国植樹祭支援呼称・大会ロゴマーク等の使用						

※物品協賛及びその他協賛は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じた特典とする。

2 貴ホームページへのリンク

協賛金額 30 万円以上であり、かつ、第 78 回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを希望する場合は、下記にホームページアドレスを記入してください。

3 協賛者名等の公表

※公表内容：企業名（団体名や個人名）、協賛内容（協賛金や物品協賛の品名等）
公表を希望しない場合、「×」印を記入してください。

(希望する場合は、未記入で差支えありません。)

協賛者名等の公表	
----------	--

様式第2号(第4条関係)

第78回全国植樹祭協賛受理書

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

第78回全国植樹祭高知県実行委員会

会 長 濱田 省司

令和 年 月 日付けで申込みのありました「第78回全国植樹祭協賛申込書」を受理します。
協賛金の納入方法（協賛物品の納品方法、その他協賛の実施時期や実施方法）につきましては、
下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 資金協賛の場合

- ・協賛金の納入方法

最寄りの金融機関で下記の協賛金額を第78回全国植樹祭高知県実行委員会の口座に納入をお願いします。

協賛金額： 円

【振込口座】

金融機関：

口座種別：

口座番号：

名 義：

フリガナ：

※ 納入に係る振込手数料は、申込者様でご負担願います。

2 物品協賛の場合

- ・協賛物品の納品方法

実行委員会が別途指定する方法により納品をお願いします。

3 その他協賛の場合

- ・その他協賛の実施時期や実施方法

実行委員会が別途指定する方法により実施をお願いします。

【お問い合わせ先】

担当：第78回全国植樹祭高知県実行委員会事務局

TEL：088-802-5541

E-mail:zenkokusyokujusai@ken.pref.kochi.lg.jp

令和 年 月 日

受領書

金 _____ 円（税込）

【内訳】	
<税率 10%>	
税抜金額	円
消費税額	円

上記金額について、第78回全国植樹祭の協賛金として受領いたしました。

_____様

〒780-8528
高知県高知市丸ノ内1丁目3-30
四国森林管理局2階
第78回全国植樹祭高知県実行委員会
会長 濱田 省司
電話番号 088-802-5541

協賛物品等

数量等

金額換算相当額 金 円 (税込)

【内訳】			
<税率 10%>			
税抜金額	円	消費税額	円
<税率 8 %>			
税抜金額	円	消費税額	円

上記物品について、第78回全国植樹祭の協賛物品として受納いたしました。

様

〒780-8528
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3-30
四国森林管理局 2 階
第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会
会長 濱田 省司
電話番号 088-802-5541